

避難生活計画書

(発災・避難行動～避難生活)

防災関係施設一覧	
自主防災会本部設置場所	
自主防協力班員派遣場所	
最寄りの救護所	
福祉避難所	
避難所	

第 自主防災会 避難生活計画書

第 1 趣旨

この計画は、地震などの大規模災害が発生した場合に、避難行動から避難生活までの一連の行動及び自主防災会による活動などを、円滑にかつ迅速に行えるよう必要な事項を定める。

第 2 調査・把握

必要となる調査及び把握については、「世帯家族調べ」及び「避難行動要支援者名簿」を基に地域の状況調査及び把握に努め、原則として年 1 回は見直しを行う。

第 3 組織の状況

1 「自主防災組織役員名簿」様式 焼津-1 若しくは様式 大井川-1・「町内会防災名簿」様式 焼津-2 若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川-2・「自主防救助隊名簿」様式 共通-3・「防災委員（指導員）名簿」様式 共通-4 に、組織の構成や役員の名などを記載し、組織の体制整備に努める。原則として年 1 回は見直しを行う。

2 役員役割

- ・自主防災会長は、組織内の防災対策及び災害応急対策に関する業務の責任者とする
- ・防災委員長は、会長を助け、会長に事故があるとき、または不在の時は会長に代わり業務を行う。

ただし、自主防災会長と防災委員長を兼務する場合は、あらかじめ、役員から別の者を定める。

第 4 自主防災会本部の設置及び廃止

1 自主防災会長等は、次の場合に、自主防災会本部を設置し、地域の情報収集及び災害対応を行う。

ただし、津波などにより人命の危険がある場合には、避難行動を最優先させる。

ア 市内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

※ 「南海トラフ沿いにおける大規模地震発生の可能性について調査中もしくは可能性が高まったと評価された場合」に発表される臨時情報

ウ その他の自然災害が発生した場合で、自主防災会長が必要と認めた場合

※ イ及びウについては、自主防災会長が必要と認めた場合に自主防災会本部を設置し、焼津市に対して自主防協力班員などの職員の派遣を要請する。

2 自主防災会長等は、自主防災会本部を設置した場合は、焼津市から派遣される自主防協力班員からの情報収集・伝達体制を確保、確認する。

3 自主防災会長等は、自主防災会本部を廃止する場合は、事前に焼津市へ連絡し、廃止する。

第5 地震発生時の対応

1 避難行動

ア 自らの命を最優先とし、避難の声かけを行いながら「津波避難地図」に、あらかじめ示した津波避難ビル、津波避難協力ビル及びその他の避難場所などへ速やかに避難する。

また、安全が確認されるまでは、自宅へ戻るなどの行動はしない。

イ ケガ等により避難が困難な避難行動要支援者などへの避難支援については、可能な限り地域で助け合う。

ただし、避難支援を行う者は、自らの命なくして、他の者の命を救うことはできないことを忘れてはならない。

2 情報収集

ア 同報無線、ラジオ等などを活用し、津波警報などの危険情報の収集に努める。

イ 携帯電話などにより「災害伝言ダイヤル171」を活用し、家族の安否を確認する。

3 津波警報などの危険情報解除後の安否確認・被害状況の把握

ア 住民は、建物やブロック塀などの倒壊や瓦礫等に注意し、「津波避難地図」に示した安否確認場所へ速やかに移動し、家族などの安否を報告するとともに、役員の指示により行方不明者の捜索、要救助者の救出、けが人の手当などの災害活動に協力する。

イ 役員は、あらかじめ定めた方法により安否情報や被害状況等の把握を行うとともに、自主防災会長等へ報告する。

ウ 自主防災会長等は、下記の情報等を速やかに把握するとともに、焼津市から派遣される自主防協力班員に報告する。

(ア) 人的情報（避難者・けが人・行方不明者・死者など）

(イ) 被害情報（家屋被害・道路被害など）

(ウ) その他必要な情報

4 災害対応

ア 自主防災会長等は、把握した情報を元に、「自主防災組織役員名簿」様式 焼津-1若しくは様式 大井川-1・「町内会防災名簿」様式 焼津-2若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川-2に定めた災害活動班を編成させ、災害対応にあたる。

状況により編成が困難な場合は、会長等の判断により臨時に災害活動班を編成させる。

イ 自主防災会長等は、状況により他の自主防災会などの応援が必要な場合は、焼津市から派遣される自主防協力班員などを通じて応援を求める。

また、他の自主防災会等から応援を求められた場合は、可能な限り協力する。

5 避難生活

ア 住民は、可能な限り自宅（敷地）や縁故先などで生活するよう努める。

その時の必要物資等の要望については、役員が取りまとめ、自主防災会本部の会長等へ報告するとともに、会長等は、焼津市と調整し出来る限り対応する。

イ 自主防災会本部の会長等は、建物の倒壊や津波による被害等により自宅等で生活が確保できない住民などのために、「自主防災組織役員名簿」様式 焼津-1 若しくは様式 大井川-1・「町内会防災名簿」様式 焼津-2 若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川-2 に定めた避難所などへ役員を速やかに派遣し、避難所などの立ち上げを行う。

また、二次災害防止のため、応急危険度判定士等による建物の安全が確保された後、避難所を開設する。

ウ 建物の倒壊や津波による被害等により自宅等で生活が確保できない住民は、率先して避難所などの運営に参画し、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営のための役員を決め、助け合いながら共同生活を送る。

エ 会長等は、建物の倒壊や津波の影響により自宅等で生活を送ることができない住民が多く、十分な避難場所を確保できない場合は、焼津市と調整し、下記の者の避難所生活を優先させる。

（優先すべき者） 妊婦・乳児・高齢者・けが人・病人
優先すべき者を介護する者（1人程度）
避難所の運営上で必要と認める者を含む

オ 避難所での生活を希望する旅行者等の帰宅困難者や、他の地区の住民に対しても平等に対応する。

カ 避難所で生活する一人当たりの必要面積は約 3m^2 を目安とする。

キ 避難所の運営に関わる必要物資等の要望は_____本部を通じて焼津市へ要望する。

ク 避難生活等において、ケガや病気等により医師の診断等が必要になった場合は、開設された救護所へ搬送する。

ケ 要配慮者などで、避難所の共同生活が困難な者については、地域支援者等より福祉避難所へ搬送する。

また、その場合は事前に_____本部を通じて焼津市へ福祉避難所開設の要望をする。

コ 避難所には、敷地、建物を同様に扱う。

サ その他の避難所運営については、「避難所運営マニュアル」による

第6 その他災害発生時の対応

大雨などの風水害等が発生又は地域の住民へ危険が生じる場合は、「第5 地震発生時の対応」に準じて対応する。

自主防災組織役員名簿（ 第 自主防災会）

自主防災会長名 住所 電話番号 — 携帯電話 —

パソコンメールアドレス

本部設置場所							
本 部 員				避難所立上責任者	避難所立上責任者		
情 報 班							
救 護 班							
消 火 班							
避 難 誘 導 班							
生 活 班							
簡易無線設置場所							
避難所運営場所							
避 難 所 立 上 組 織	避難所立上責任者						
	総務・避難者情報班						
	施 設 管 理 班						
	食 糧 ・ 物 資 班						
	保 健 ・ 衛 生 班						
	要 配 慮 者 班						
	ボランティア班						

自主防災会

町内会防災名簿

防災責任者名 住所 電話番号 ー 携帯電話 ー ー

安否確認場所	
--------	--

役員				
----	--	--	--	--

自主防災会活動班	業務内容	班長(担当組長)	班員(担当組員)
情報班	住民の安否・被害の確認集約 住民への災害情報の伝達など	班長(組長)	班員 (組全員)
救護班	住民への応急救護の実施 救護所等への搬送など	班長(組長)	班員 (組全員)
消火班	消火器、可搬ポンプなどの初期消火活動、 火災の警戒など	班長(組長)	班員 (組全員)
避難誘導班	避難の声かけ、避難ビル等における館内 誘導、避難支援、行方不明者捜索など	班長(組長)	班員 (組全員)
生活班	避難所の開設、自宅での生活者への物資 配給、炊き出し、生活相談など	班長(組長)	班員 (組全員)

防災委員名						
自主防救助隊員名						

自主防災組織役員名簿 (第 自主防災会)

自主防災会長名 住所 電話番号 — 携帯電話 —

パソコンメールアドレス

本部設置場所		避難所立上担当			
--------	--	---------	--	--	--

本 部 員						
-------	--	--	--	--	--	--

自主防災会活動班	業 務 内 容	班長 (担当組長)	班員 (担当組員)
情 報 班	住民の安否・被害の確認集約 住民への災害情報の伝達など	班長 (組長)	班員 (組全員)
救 護 班	住民への応急救護の実施 救護所等への搬送など	班長 (組長)	班員 (組全員)
消 火 班	消火器、可搬ポンプなどの初期消火活動、 火災の警戒など	班長 (組長)	班員 (組全員)
避 難 誘 導 班	避難の声かけ、避難ビル等における館内 誘導、避難支援、行方不明者捜索など	班長 (組長)	班員 (組全員)
生 活 班 (避難所立上組織を兼ねる)	避難所の開設、自宅での生活者への物資 配給、炊き出し、生活相談など	班長 (組長)	班員 (組全員)

簡易無線設置場所					
----------	--	--	--	--	--

避難所運営場所		
---------	--	--

(_____) 自主防災会総括本部 役員名簿 (大井川地区自治会のみ)

役職	氏名	住所	電話	携帯電話	備考
総括本部長					
副本部長					

※注 自主防災会長（町内会長）が副本部長の職に就かないようにしてください。

総括本部設置場所 (_____)	自主防災会との災害情報伝達手段 (無線機 口頭)
--------------------	----------------------------

※ 自主防災会総括本部立上基準(市職員 自主防協力班員派遣)

- 1 市内震度が5弱以上を観測したとき
- 2 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合
- 3 その他の自然災害が発生した場合で、自主防災会長が必要と認めた場合

